

引き上げ分の地方消費税の活用について

平成24年8月の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の一部改正などにより、平成26年4月から消費税率が5%から8%に、令和元年10月には8%から10%に引き上げられました。消費税引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けられます。

消費税10%には地方消費税2.2%が含まれており、引き上げによる1.2%の増収分についても、社会保障の充実・安定化のために使うこととされています。

練馬区では、令和3年度当初予算において、地方消費税の社会保障財源額を90億1,300万円と算定しています。これについては、下記の通り、社会保障施策に活用します。

地方消費税社会保障財源分活用状況

(単位:千円)

分類	事業名	令和3年度事業費	地方消費税増収分活用の額
社会福祉	高齢者福祉事業	3,049,620	483,650
	障害者福祉事業	20,594,278	1,649,857
幼児教育・ 保育無償化	生活保護事業	32,398,381	1,547,022
	教育振興事業(幼稚園)	4,193,299	242,061
	保育委託事業	30,716,247	2,840,751
社会保険	国民健康保険事業	5,646,691	48,240
	後期高齢者医療事業	8,227,122	57,442
	介護保険事業	8,321,179	1,278,918
保健衛生	保健予防対策事業	2,553,543	478,459
	健康推進事業	2,108,326	386,600
合計		117,808,686	9,013,000